

工事請負契約書(案)

発注者 立石駅北口地区市街地再開発組合 と
 請負者 鹿島・三井住友特定建設工事共同企業体 とは
 工事名 立石駅北口地区第一種市街地再開発事業
 施設建築物等新築工事

の施工について、次の条項と添付の工事請負契約約款、実施設計図書等、内訳書にもとづいて、工事請負契約を締結する。

1. 工事場所 立石駅北口地区第一種市街地再開発事業施行区域内
 東京都葛飾区立石四丁目、七丁目内

2. 工期 ●●

3. 請負代金額 金 ●円也

(内訳)

東街区 金 ●円也
 うち 工事価格 金 ●円也
 取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 ●円也

西街区 金 ●円也
 うち 工事価格 金 ●円也
 取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 ●円也

(注) 請負代金額は、工事価格に、取引に係る消費税及び地方消費税の額を加えた額。

4. 請負代金の支払

(1) 施設建築物等新築工事

●●

5. その他

- (1) 部分使用の有無(有)・無)
- (2) 部分引渡の有無(有)・無)
- (3) 瑕疵担保責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定め
の有無(有)・無)
- (4) この工事が、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)
第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する場合、同法第13条第1項の主務省令で定める
事項については、添付別紙のとおりとする。
- (5) 工事を施工しない日又は時間帯の定めの有無(有)・無) (建設業法第19条第1項第4号)
- (6) 本契約の履行において疑義が生じた場合は、下記文書の順位に則り、発注者と請負者は
互いに誠意をもって協議する。

- 1) 契約書
- 2) 工事請負契約約款
- 3) 2021年3月5日付特定業務代行者募集時に付した見積条件書
- 4) 実施設計図書
- 5) 工種別内訳書

(7) 特定業務代行者選定時の請負者の提案書に基づき、工事完了前においても、店舗、その他のC工
 事に関して、他の工事業者が当該区画を利用する事を認めるものとする。

(8) 請負者は国土交通省が定めた特定建設工事共同企業体協定書(乙型)を締結し分担施工方式にて
 工事を施工する。

東街区工事は鹿島建設株式会社、西街区工事は三井住友建設株式会社が担当する。

この契約の証として本書2通を作り、当事者が記名押印をして、それぞれ1通を保有する。

2025年●月●日

発注者 東京都葛飾区立石七丁目3番18号
 立石駅北口地区市街地再開発組合
 理事長 徳田 昌久

請負者 鹿島・三井住友建設立石駅北口地区特定業務代行共同企業体 内
 鹿島・三井住友特定建設工事共同企業体

代表者

●●
 ●●
 ●●

構成員

●●
 ●●
 ●●

※ 特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。